

品川区災害時受援計画（概要版）

第1章 総則

1 受援計画作成の背景と目的

(1) 背景
大規模災害発災直後は行政機能が著しく低下するため、区単独では大規模災害時に発生する膨大な災害対応業務全てには対応できないという現実的な認識の下、全国の自治体や防災関係機関・団体からの応援を円滑に受け入れる準備が必要不可欠。

(2) 目的
大規模地震発生時の受援に係る各部の役割分担や連絡窓口、応援要請や受入準備等の具体的な組織、ルール、手順等の、区における受援体制を具体化するとともに、支援物資等の輸送に関する計画を定め、他自治体からの応援職員や支援物資を効果的に活用する。

2 本計画の位置づけ等
地域防災計画と業務継続計画の実効性を確保する位置付けにある。

3 本計画における受援業務の範囲

(1) 人的受援：初動期・応急期における短期派遣に係る業務
(2) 物的受援：避難所生活者がピークになる初動期から復旧初期

4 受援業務の体制

人的受援

物的受援

第2章 自衛隊・警察・消防からの受援

1 各機関の受援体制：連絡調整は指令情報部が担う。

2 各機関への要請等

- 定められた手続きに基づき都知事に要請する。
- 救出救助活動を積極的に協力する。
- 災害発生のおそれのある時は、警察・消防に応急措置等の実施を要請できる。
- 必要な要請や調整は、L.O（情報連絡員）等を通じて行う。

各機関との連携

※L.O：(Liaison Officerの略) 情報連絡員（リエゾン）

第3章 人的受援

1 人的受援の種類
国、地方公共団体、民間企業、ボランティアなど各種団体等から、様々な制度・枠組みに基づいて行われる。

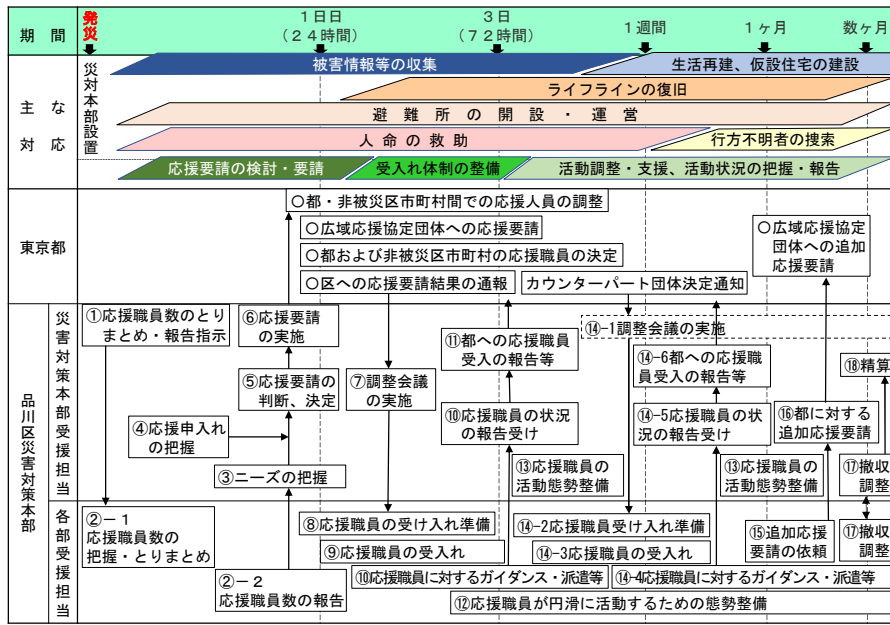
2 人的受援の体制
災害対策本部に本部受援担当を、各部に部受援担当を設置する。

3 人的受援の受入手続き

(1) 受入の考え方：応援職員の活動スペースや資機材等の執務環境の整備については、被災自治体である区が確保に努める。

(2) 基本的な流れ：都との調整、都職員の入入れ、必要人数等の把握、応援職員等の要請、応援職員等の受入、受援業務の開始・状況把握、撤収調整、精算

(3) 人的受援に向けた要請手続き (タイムライン)



4 受援対象業務の整理

受援対象業務ごとに受援シートを作成していく

第4章 物的受援

1 物的受援に関する考え方 (避難所生活者に対する支援)

- 発災後3日間は、都・区の備蓄で対応。
- 発災後4日目以降は、都・広域応援自治体からの支援物資の受入れを行う。

同時に、災害時相互応援協定締結自治体やその他の自治体等へ応援要請を行い、支援物資を受入れる。

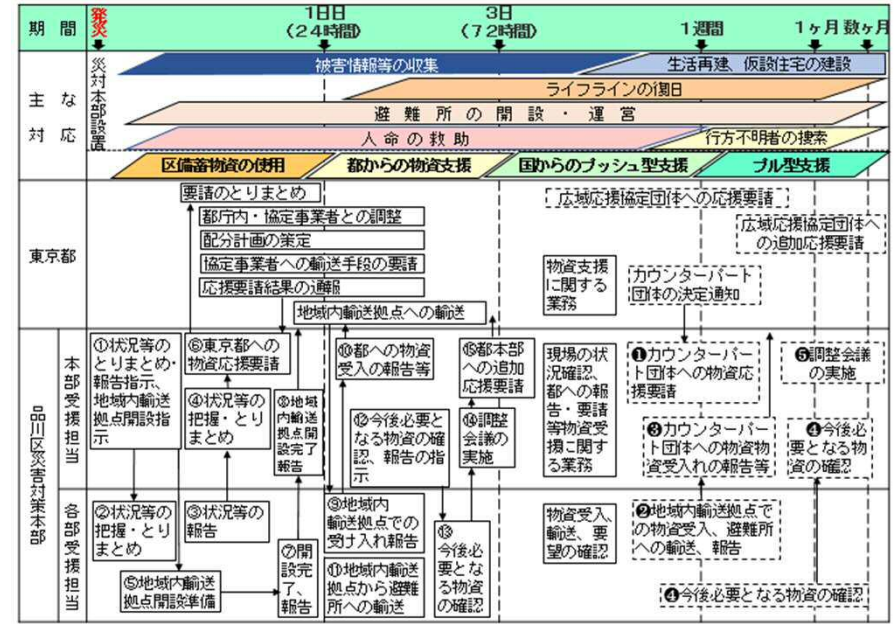
物資種別	発災～3日間	発災4～7日目	発災1週間以降
都・区市町村 (備蓄物資)	■		
都・国 (支援物資)		■	■
協定事業者 (調達物資)		■	■
広域応援協定団体 (支援物資)		■	■

注: 都・国 (支援物資) の欄には「プッシュ型支援」の矢印が、広域応援協定団体の欄には「プル型支援」の矢印が描かれています。

2 物的受援の体制

区民支援部が本部受援担当として、物的受援に関するとりまとめ、調達管理、庁内調整を担う。

3 物的受援の受入手続き (タイムライン)



4 区内における支援物資の輸送

(1) 方針

区は、大規模災害発生後、速やかに大井競馬場または旧東品川清掃作業所に地域内輸送拠点を開設するとともに、地域内輸送拠点運営チームを編成し、発災2日目以降、都・国等から供給された物資を地域内輸送拠点で受領・配分、各避難所に輸送し、避難者等に円滑に提供する。

(2) 基本的考え方 (一部)

- 地域内輸送拠点で区外からの支援物資を受入れ、避難所ごとに仕分、輸送。
- 輸送対象は、区民避難所、二次避難所、福祉避難所および補完避難所とし、地域センターごとに区分する。

第5章 受援計画の実効性の確保

受援計画の実効性を確保するためには、作成した計画をもとに研修・訓練を実施し、職員への周知と点検・検証・見直しを行うなどの活動を、PDCA (Plan→Do→Check→Act) サイクルにより推進すること、組織への定着を図ること、適時の見直し・修正が必要である。

